

地域型保育事業の特徴と種類

基準	小規模保育			家庭的保育事業	事業所内保育事業	居宅訪問型保育
	A	B	C			
形態	保育所に比べ、小規模な環境で保育を実施する事業。			家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）を対象に保育を実施する事業。	区内の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育する事業。	病気や障害などの理由から、保育所等での集団保育が難しい場合に、保護者の自宅で1対1の保育を実施する事業。
定員	6人～19人		6人～10人	3人 （家庭的保育補助者がいる場合は5人まで）	利用定員枠に対し内数として地域枠を設ける	1対1が基本
場所	ビルの一室など多様なスペース			家庭的保育者の居住など	事業所等様々なスペース	利用する保護者、子どもの居宅
施設基準	保育室	0, 1歳児： 乳児室またはほふく室 2歳児： 保育室または遊戯室		専用の保育室	定員20名以上： 保育所と同様 定員19名以下： 小規模保育（A型・B型）と同様	-
	屋外遊戯施設	屋外遊技場（付近の代替地可）				
給食	自園調理			自園調理 *26年度より継続の施設に限り弁当持参	自園調理	-
	自園調理または連携施設等（当該事業者と同一法人又は関連法人が運営する社会福祉施設、病院等を含む）からの搬入可 *5年間の経過措置あり					-
職員数	0歳児	3:1		家庭的保育者 （家庭的保育者+家庭的保育補助者5:2）	定員20名以上： 保育所と同様 定員19名以下：	1:1
	1・2歳児	6:1		※保育室を2階以上に設ける場合 2:1(4:2)	小規模保育（A型・B型）と同様	
	保育士及び保育従事者の人数は上記の人数合計に1を加えた数以上					
資格	保育士	1/2以上が保育士 保育士以外は、必要な研修を受講した者		家庭的保育者(+家庭的保育補助者)	定員20名以上： 保育士 定員19名以下： 小規模保育（A型・B型）と同様	家庭的保育者
	<p>*家庭的保育者 次のいずれかに該当するもの （1）区等が行う研修を修了した保育士 （2）保健師、助産師、看護師、幼稚園教諭の免許、区長が別に定める資格を有し、乳幼児の保育について3年以上の実務経験があり区等の研修を修了したもの</p>					